

関税率表解説改正

新	旧
06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） <u>－生鮮のもの</u> <u>0603.11－バラ</u> <u>0603.12－カーネーション</u> <u>0603.13－らん</u> <u>0603.14－菊</u> <u>0603.19－その他のもの</u> 0603.90－その他のもの （省 略）	06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） <u>0603.10－生鮮のもの</u> 0603.90－その他のもの （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） （削 除） （省 略） ーきのこ及びトリフ 0709.51ーーきのこ（はらたけ属のもの） （削 除） 0709.59ーーその他のもの （省 略） この項の野菜には、次のものが含まれる。 <u>（１）アスパラガス</u> <u>（２）なす</u> <u>（３）セルリー（07.06 項のセルリアクを除く。）</u> <u>（４）きのこ（はらたけ属のもの、例えば通常のホワイトマッシュルーム（ツクリタケ（<i>A.bisporus</i>）を含む。）及びトリフ</u> <u>（５）通常「こしょう」と称されるところがらし属又はピメンタ属の果実。とうがらし属の果実は、甘とうがらし（sweet pepper又はbell pepper（<i>Capsicum annuum var. annuum</i>）と呼ばれ、とうがらし属中最も辛味が弱く、大型のもので、未熟又は成熟の状態でサラダの中の野菜として最も一般に食せられるものから、より辛味の強い<i>Capsicum frutescens</i>及び<i>Capsicum annuum</i>の変種（chillies、<i>Cayenne pepper</i>及びパプリカ等を含む。）で、香辛料として最もよく使用されるものまで様々である。ピメンタ属の果実には、Jamaica pepper（clove pepper、Englishpepper及びallspiceとしても知られる。）を含む。この項には、これらの物品を乾燥したもの、破碎したもの又は粉碎したものは含まない（09.04）。</u> <u>（６）ほうれん草（つるな及びやまほうれん草を含む。）</u> <u>（７）アーティチョーク</u> （８）～（14） （省 略） （省 略）	07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） <u>0709.10ーアーティチョーク</u> （省 略） ーきのこ及びトリフ 0709.51ーーきのこ（はらたけ属のもの） <u>0709.52ーートリフ</u> 0709.59ーーその他のもの （省 略） この項の野菜には、次のものが含まれる。 <u>（１）アーティチョーク</u> <u>（２）アスパラガス</u> <u>（３）なす</u> <u>（４）セルリー（07.06 項のセルリアクを除く。）</u> <u>（５）きのこ（はらたけ属のもの、例えば通常のホワイトマッシュルーム（ツクリタケ（<i>A.bisporus</i>）を含む。）及びトリフ</u> <u>（６）通常「こしょう」と称されるところがらし属又はピメンタ属の果実。とうがらし属の果実は、甘とうがらし（sweet pepper又はbell pepper（<i>Capsicum annuum var. annuum</i>）と呼ばれ、とうがらし属中最も辛味が弱く、大型のもので、未熟又は成熟の状態でサラダの中の野菜として最も一般に食せられるものから、より辛味の強い<i>Capsicum frutescens</i>及び<i>Capsicum annuum</i>の変種（chillies、<i>Cayenne pepper</i>及びパプリカ等を含む。）で、香辛料として最もよく使用されるものまで様々である。ピメンタ属の果実には、Jamaica pepper（clove pepper、Englishpepper及びallspiceとしても知られる。）を含む。この項には、これらの物品を乾燥したもの、破碎したもの又は粉碎したものは含まない（09.04）。</u> <u>（７）ほうれん草（つるな及びやまほうれん草を含む。）</u> （８）～（14） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） 0711.20－オリーブ (削 除) 0711.40－きゅうり及びガーキン (省 略) (省 略)	07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） 0711.20－オリーブ <u>0711.30－ケーパー</u> 0711.40－きゅうり及びガーキン (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） （省 略） 0802.50－ピスタチオナット <u>0802.60－マカダミアナット</u> 0802.90－その他のもの この項の主なナットは、アーモンド（甘扁又は苦扁）、ヘーゼルナット、くるみ、くり（<i>Castanea</i>属のもの）、<u>ピスタチオナット、マカダミアナット、ペかん及びピグノリアナット（<i>Pinus pinea</i>の種）</u>である。 （省 略）	08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） （省 略） 0802.50－ピスタチオナット （新 規） 0802.90－その他のもの この項の主なナットは、アーモンド（甘扁又は苦扁）、ヘーゼルナット、くるみ、くり（<i>Castanea</i>属のもの）、<u>ピスタチオナット、ペかん及びピグノリアナット（<i>Pinus pinea</i>の種）</u>である。 （省 略）
08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） （省 略） <u>0805.40－グレープフルーツ（ポメロを含む。）</u> （省 略） （省 略）	08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） （省 略） <u>0805.40－グレープフルーツ</u> （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
08.10 その他の果実（生鮮のものに限る。） （省 略） （削 除） （省 略） この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む（この類の総説の除外規定参照）。 したがって、次の物品が含まれる。 （１）～（２） （省 略） <u>（３）クランベリー、ビルベリー、ブルーベリー、メトルベリーその他のパキニウム属の果実</u> <u>（４）キウイフルーツ（<i>Actinidia chinensis Planch</i>又は<i>Actinidia deliciosa</i>）</u> <u>（５）ドリアン（<i>Durio zibethinus</i>）</u> <u>（６）ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u> （７） （省 略） （省 略）	08.10 その他の果実（生鮮のものに限る。） （省 略） <u>0810.30－ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u> （省 略） この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む（この類の総説の除外規定参照）。 したがって、次の物品が含まれる。 （１）～（２） （省 略） <u>（３）ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u> <u>（４）クランベリー、ビルベリー、ブルーベリー、メトルベリーその他のパキニウム属の果実</u> <u>（５）キウイフルーツ（<i>Actinidia chinensis Planch</i>又は<i>Actinidia deliciosa</i>）</u> <u>（６）ドリアン（<i>Durio zibethinus</i>）</u> （７） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
09.06 けい皮及びシンナモンツリーの花 <u>ー破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u> <u>0906.11ーけい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）</u> <u>0906.19ーその他のもの</u> 0906.20ー破碎し又は粉碎したもの けい皮（cinnamon）は、クスノキ科のある種の樹木の若枝の内樹皮である。<u>スリランカ（セイロン）けい皮、セイシェルけい皮及びマダガスカルけい皮（<i>Cinnamomum zeylanicum Blume</i>）（ファインシンナモンとも呼ばれる。）は、薄色の樹皮片で、これを一緒にして丸めて束の状態で提示されるのが一般的である。</u><u>支那けい皮（<i>Cinnamomum cassia (Nees) ex Blume</i>）、インドネシアけい皮（<i>Cinnamomum burmanii (C.G.Nees)</i>）、ベトナムけい皮（<i>Cinnamomum loureirii Nees</i>）（カシア又は単にシンナモンと呼ばれることもある。）は褐色の筋のある厚い層の樹皮からなり、通常、単一の層を巻いた形で提示される。</u><u>その他の種類のけい皮には、<i>Cinnamomum obtusifolium</i>、<i>Cinnamomum tamala</i>及び<i>Cinnamomum sintek</i>も含まれる。</u> この項には「チップ」として知られているけい皮のくずも含む。これは、主としてシンナモンエキスの調製に供される。 （省 略） この項には、また肉桂樹の果実も含む。 。－。 。――。 <u>号の解説</u> <u>0906.11</u> この号において「けい皮」とは、通常スリランカけい皮、セイシェルけい皮及びマダガスカルけい皮として知られる<i>Cinnamomum zeylanicum Blume</i>の若枝の内樹皮のみをいう。 <u>通常取引されるグレードは、quills、quillings、featherings及びchips等である。</u>	09.06 けい皮及びシンナモンツリーの花 <u>0906.10ー破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u> 0906.20ー破碎し又は粉碎したもの けい皮（cinnamon）は、クスノキ科のある種の樹木の若枝の内樹皮である。<u>セイロンけい皮（ファインシンナモンとも呼ばれる。）は、薄色の樹皮片で、これを一緒にして丸めて束の状態で提示されるのが一般的である。</u><u>支那けい皮（カシア又はコモンシンナモンとしても知られている。）は褐（かっ）色のすじのある厚い層の樹皮からなり、単一の層を巻いた形で提示されるのが一般的である。</u> この項には「チップ」として知られているけい皮のくずも含む。これは、主としてシンナモンエキスの調製に供される。 （省 略） この項には、また肉桂樹の果実も含む。 （新 規）

関税率表解説改正

新		旧	
09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 (省 略) (削 除) (削 除) (省 略) (省 略)	09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 (省 略) <u>0910.40－月けい樹の葉及びタイム</u> <u>0910.50－カレー</u> (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
第 10 類 穀 物	第 10 類 穀 物
注 1 (A) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。 (B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含む。 2 (省 略) (省 略)	注 1 (a) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。 (b) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含む。 2 (省 略) (省 略)
10.07 グレーンソルガム (省 略) この項には、フォレッジソルガム（干し草又はサイロに入れて保存用の草として使用されるもの。例えば、<i>halepensis</i> (halepense) ）、グラスソルガム（生牧草として使用されるもの。例えば、<i>sudanensis</i> (sudanense) ）又はスイートソルガム（本来シロップ又は糖みつの製造に使用されるもの。例えば、<i>saccharatum</i>）を含まない。播種用の種として提示されるものは12.09項に属する。他方、フォレッジソルガム及びグラスソルガムは12.14項に属し、スイートソルガムは12.12項に属する。この項はさらにブルームコーン（<i>Sorghum vulgare var. technicum</i>）を含まない。これは<u>14.04項</u>に属する。	10.07 グレーンソルガム (省 略) この項には、フォレッジソルガム（干し草又はサイロに入れて保存用の草として使用されるもの。例えば、<i>halepensis</i> (halepense) ）、グラスソルガム（生牧草として使用されるもの。例えば、<i>sudanensis</i> (sudanense) ）又はスイートソルガム（本来シロップ又は糖みつの製造に使用されるもの。例えば、<i>saccharatum</i>）を含まない。播種用の種として提示されるものは12.09項に属する。他方、フォレッジソルガム及びグラスソルガムは12.14項に属し、スイートソルガムは12.12項に属する。この項はさらにブルームコーン（<i>Sorghum vulgare var. technicum</i>）を含まない。これは<u>14.03項</u>に属する。

関税率表解説改正

新	旧
11.02 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） (省 略) (削 除) (省 略) (省 略)	11.02 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） (省 略) <u>1102.30－米粉</u> (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
12.07 その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。） (削 除) 1207.20－綿実 (削 除) 1207.40－ごま 1207.50－マスタードの種 (削 除) (省 略) (省 略) (削 除)	12.07 その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。） <u>1207.10－油やしの実及びパーム核</u> 1207.20－綿実 <u>1207.30－ひまの種</u> 1207.40－ごま 1207.50－マスタードの種 <u>1207.60－サフラワーの種</u> (省 略) (省 略) <u>号の解説</u> <u>1207.10</u> <u>1207.10号において「油やしの実及びパーム核」とは、各種の油やし又はババ スやし (babassu palm) の実及び核をいう。</u>
12.09 播（は）種用の種、果実及び孢子 (省 略) (削 除) (省 略) (省 略)	12.09 播（は）種用の種、果実及び孢子 (省 略) <u>1209.26－ーチモシーの種</u> (省 略) (省 略)
12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） (削 除) (省 略) (省 略)	12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） <u>1211.10－甘草</u> (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （削 除） 1212.20－海草その他の藻類 （削 除） （省 略） <u>（A）海草その他の藻類</u> <u>この項には全ての海草その他の藻類を含む（食用のものであるかないかを問わない。）。これらは生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥又はひいてある。海草その他の藻類は各種の用途に供される（例えば、製菓製品、化粧品、食料品、動物飼料、肥料）。</u> <u>この項には、同時に、海草のミール及びその他の海藻のミールを含む（海草その他の藻類の多くの異なった種類の混合物から構成されているかないかを問わない。）。</u> <u>この項には、次の製品を含まない。</u> <u>（a）寒天及びカラギーナン（13.02）</u> <u>（b）単細胞藻類（生きていないものに限る。）（21.02）</u> <u>（c）30.02項の培養微生物</u> <u>（d）31.01項又は31.05項の肥料</u>	12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） <u>1212.10－ローカストビーン（種を含む。）</u> 1212.20－海草その他の藻類 <u>1212.30－あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁</u> （省 略） <u>（A）ローカストビーン</u> <u>ローカストビーン（いなご豆）は、地中海地方に特有の小さい常緑樹（<i>Ceratonia siliqua</i>）の果実である。これは、褐（かっ）色のさやとその中に含まれている多数の種から成り、主として蒸留酒製造用又は飼料用の原料に供する。</u> <u>ローカストビーンは、砂糖の含有量が高く、時には、甘味食品として食用に供する。</u> <u>この項には、その胚乳、胚（はい）芽、丸のままの種及び胚（はい）芽粉（外皮粉を混合してあるかないかを問わない。）を含む。</u> <u>この項には、粘質物又はシクナーとして13.02項に属するローカストビーンの胚乳粉は含まない。</u> <u>（B）海草その他の藻類</u> <u>この項には全ての海草その他の藻類を含む（食用のものであるかないかを問わない。）。これらは生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥又はひいてある。海草その他の藻類は各種の用途に供される（例えば、製菓製品、化粧品、食料品、動物飼料、肥料）。</u> <u>この項には、同時に、海草のミール及びその他の海藻のミールを含む（海草その他の藻類の多くの異なった種類の混合物から構成されているかないかを問わない。）。</u> <u>この項には、次の製品を含まない。</u> <u>（a）寒天及びカラギーナン（13.02）</u> <u>（b）単細胞藻類（生きていないものに限る。）（21.02）</u> <u>（c）30.02項の培養微生物</u> <u>（d）31.01項又は31.05項の肥料</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>(B) てん菜及びさとうきび</u> <u>この項には、この項に規定した形状のてん菜及びさとうきびを含む。この項には、液汁が抽出された後に残るさとうきびの繊維質部分であるバガスは含まない (23.03) 。</u> <u>(C) ローカストビーン</u> <u>ローカストビーン (いなご豆) は、地中海地方に特有の小さい常緑樹 (<i>Ceratonia siliqua</i>) の果実である。これは、褐 (かっ) 色のさやとその中に含まれている多数の種から成り、主として蒸留酒製造用又は飼料用の原料に供する。</u> <u>ローカストビーンは、砂糖の含有量が高く、時には、甘味食品として食用に供する。</u> <u>この項には、その胚乳、胚 (はい) 芽、丸のままの種及び胚 (はい) 芽粉 (外皮粉を混合してあるかないかを問わない。) を含む。</u> <u>この項には、粘質物又はシクナーとして13.02項に属するローカストビーンの胚乳粉は含まない。</u> (D) (省 略) (省 略)	<u>(C) てん菜及びさとうきび</u> <u>この項には、この項に規定した形状のてん菜及びさとうきびを含む。この項には、液汁が抽出された後に残るさとうきびの繊維質部分であるバガスは含まない (23.03) 。</u> (D) (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
13.01 ラック天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） （削 除） （省 略） （省 略）	13.01 ラック天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） <u>1301.10－ラック</u> （省 略） （省 略）
13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） （省 略） （削 除） （省 略） （省 略）	13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） （省 略） <u>1302.14－除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの</u> （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 注 1～2 （省 略） 3 14.04項には、木毛（44.05項）及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（96.03項参照）を含まない。 （削 除） （省 略） 14.01 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーギア、ラフィア及びライム樹皮 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a） （省 略） （b）上記に記載した植物性材料を圧延し、破碎し、コムし又はその他の方法で紡績用に調製したもの（53.03又は53.05）	第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 注 1～2 （省 略） 3 第14.02項には、木毛（第44.05項参照）を含まない。 4 第14.03 項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）を含まない。 （省 略） 14.01 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーギア、ラフィア及びライム樹皮 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a） （省 略） （b）上記に記載した植物性材料を圧延し、破碎し、コムし又はその他の方法で紡績用に調製したもの（53.03、53.04、53.05）

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	14.02 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。） <u>この項には、主として家具、クッション、マットレス、枕、くら及び馬具、救命具等の詰物として使用する植物性材料を含み、副次的に他の用途を有するものであってもなおこの項に属する。</u> <u>ただし、この項には、詰物として使用するが、他の項に特掲されたもの及び主として他の目的に使用される植物性材料（例えば、エスパルトグラス（14.04）、木毛（44.05）、コルクウール（45.01）、ココナッツ繊維（コイヤ）（53.05）及び植物性紡織用繊維のくずを含まない。</u> <u>この項には、次の物品を含む。</u> <u>（１）カボック：パンヤ科の種々の樹木の種を覆っている淡黄色、時にはかっ色がかった けば（floss）に付せられた商慣行上の名称である。この繊維は、種類によって長さは15ミリメートル～30ミリメートルであり、伸縮性があり、水を通さず、重量は軽く、脆弱である。</u> <u>（２）その他のある種の植物性柔毛（vegetable silkと呼ばれることもある。）：ある種の熱帯植物（例えば、Asclepias）の種の単細胞組織の毛から形成されたもの</u> <u>（３）ベジタブルヘアとして知られる物品（Algerian 繊維（crin vegetal）を含む。）：ある種の矮小しゅろ樹（特にChamaerops humilis）の葉から得られるもの</u> <u>（４）あまも（eel-grass）（例えば、Zostera marina）：これは一種の海産植物で、形状は毛又は草に類似している。</u> <u>（５）天然の巻毛状の物品（fine frise）：Carex属のある種のあしの葉からとったもの</u> <u>この項には、これらの物品の粗のもの、洗浄し、漂白し、染色し、カードし又はその他の方法で調製（紡績用のものを除く。）したものも含む。これらをかせに巻いて輸入した場合でもこの項に属する。</u> <u>この項には、また上記の種類の植物性材料を織物、紙等の支持物の上に層状にしたもの又は織物、紙等の間に入れて止金で締め付けたもの若しくは簡単に縫ったものを含む。</u>

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	14.03 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） <u>この項には、たとえ他の目的に副次的に使用されるものであっても、主としてほうき及びブラシ等に使用される植物性材料を含む。ただし、この表の他の項に特掲されているもの及び主としてほうき又はブラシの製造に使用されないもの（例えば、竹、あし及びいぐさ（14.01）、アルファ、エスパルトグラス及びえにしだの茎（もしも紡織用として調製してない場合には14.04、調製してある場合には53.03（えにしだ）又は53.05（アルファ及びエスパルトグラス）並びにココナット繊維（コイヤ）（53.05））は、この項には含まない。</u> <u>この項には、次の物品を含む。</u> <u>（1）稲、ほうきもろこし（Sorghum vulgare var.technicum）又はある種のミレットの穂（脱穀したもの）</u> <u>（2）ピアッサバ（Piassava）：ある種の熱帯性やし樹の葉から得られる繊維である。最も良く知られている種類は、ブラジルピアッサバ及びアフリカピアッサバである。</u> <u>（3）カウチグラスの根（roots of couch-grass）：乾燥した砂地に生育するAndropogon 属の草本植物である。この植物は時には“brush-grass”として知られ、欧州、特にハンガリア及びイタリアにおいて見受けられる雑草である。カウチグラスの根は精油をとるベチベルの根（Khus-Khus grass 又はIndian couch-grass）及び根が薬効性をもつ医薬用カウチグラスの根（12.11）と混同してはならない。</u> <u>（4）エピカンペス（Epicampes）属の植物のような、中米のある種の草本植物の根（例えば、broomroot 又はzacaton）</u> <u>（5）クログの繊維（Gomuti fibres）：Arenga saccharifera 又はpinnata から得られる。</u> <u>（6）イステル又はイクステル（Tampico、Tampico-fibre 又はMexican fibre）：これは繊維でできており、葉の短いメキシカンアゲーブ（Mexican agave）から得た短い剛い繊維を含んでいる。</u> <u>これらすべての材料は、切ったもの、漂白したもの、染色したもの又はコム（紡績用のものを除く。）したものであるかないかを問わず、また、かせに巻いてあるか、束ねてあるかないかを問わずこの項に属する。</u> <u>ただし、この項には、調製された繊維の結束又は房で、ほうき又はブラシの基部にそのまま分割することなしに直ちにとり付けられるもの又は取り付けるために僅かな工程のみが要求されるものは含まない。これらは96.03 項に属す</u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>る（96類注3参照）。</u>

関税率表解説改正

新	旧
14.04 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） （削 除） （省 略） この項には、この表の他の項に該当しないすべての植物性生産品を含む。 この項には、次の物品を含む。 <u>（A）コットンリンター</u> 綿花のうちのある種の種子は、綿操により綿繊維から分離した後にも、非常に短い繊維（通常５ミリメートル以下）から成る細い繊毛でおおわれている。その繊維がいわゆるコットンリンターと呼ばれているものである。 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） <u>（B）主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</u> これらの生産品は、主として染色用又はなめし用に直接供されるか又は染色用又はなめし用のエキスの調製に使用される。これらの材料は未処理のままのもの又は洗浄し、乾燥し若しくは粉末にしたものであってもよい（圧縮してあるかないかを問わない。）。 重要なものには、次のような物品がある。 （１）～（７） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （C） （省 略） <u>（D）主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイーलगラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）</u>	14.04 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） <u>1404.10－主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</u> （省 略） この項には、この表の他の項に該当しないすべての植物性生産品を含む。 この項には、次の物品を含む。 <u>（A）主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</u> これらの生産品は、主として染色用又はなめし用に直接供されるか又は染色用又はなめし用のエキスの調製に使用される。これらの材料は未処理のままのもの又は洗浄し、乾燥し若しくは粉末にしたものであってもよい（圧縮してあるかないかを問わない。）。 重要なものには、次のような物品がある。 （１）～（７） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） <u>（B）コットンリンター</u> 綿花のうちのある種の種子は、綿操により綿繊維から分離した後にも、非常に短い繊維（通常５ミリメートル以下）から成る細い繊毛でおおわれている。その繊維がいわゆるコットンリンターと呼ばれているものである。 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （C） （省 略） （新 規）

関税率表解説改正

新	旧
<u>これらには、主として家具、クッション、マットレス、枕、くら及び馬具、救命具等の詰物として使用する植物性材料を含み、副次的に他の用途を有するものであってもなおこの項に属する。</u> <u>この項には、詰物として使用するが、他の項に特掲されたもの及び主として他の目的に使用される植物性材料（例えば、木毛（44.05）、コルクウール（45.01）、ココナッツ繊維（コイヤ）（53.05）及び植物性紡織用繊維のくず（52類又は53類）を含まない。</u> <u>これらには、次の物品を含む。</u> <u>（１）カボック：パンヤ科の種々の樹木の種を覆っている淡黄色、時にはかっ色がかったけば（floss）に付せられた商慣行上の名称である。この繊維は、種類によって長さは15ミリメートル～30ミリメートルであり、伸縮性があり、水を通さず、重量は軽く、脆弱である。</u> <u>（２）その他のある種の植物性柔毛（vegetable silk と呼ばれることもある。）：ある種の熱帯植物（例えば、Asclepias）の種の単細胞組織の毛から形成されたもの</u> <u>（３）ベジタブルヘアとして知られる物品（Algerian 繊維（crin vegetal）を含む。）：ある種の矮小しゅろ樹（特にChamaerops humilis）の葉から得られるもの</u> <u>（４）あまも（eel-grass）（例えば、Zostera marina）：これは一種の海産植物で、形状は毛又は草に類似している。</u> <u>（５）天然の巻毛状の物品（fine frise）：Carex 属のある種のあしの葉からとったもの</u> <u>この項には、これらの物品の粗のもの、洗浄し、漂白し、染色し、カードし又はその他の方法で調製（紡績用のものを除く。）したものも含む。これらをかせに巻いて輸入した場合でもこの項に属する。</u> <u>上記のような種類の植物性材料を織物、紙等の支持物の上に層状にしたもの、織物、紙等の間に入れて留め金で留めたもの、又は簡単に縫ったものもこの項に属する。</u> <u>（E）主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもちし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）</u> <u>これらには、たとえ他の目的に副次的に使用されるものであっても、主としてほうき及びブラシ等に使用される植物性材料を含む。ただし、この表の他の項に特掲されているもの及び主としてほうき又はブラシの製造に使用されないもの（例えば、竹（割ってあるかないかを問わない）、あし及びいぐさ（14.01）、アルファ、エスパルトグラス及びえにしだの茎（も</u>	（新 規）

関税率表解説改正

新	旧
<u>しも繊維用として調製してある場合には53.03（えにしだ）又は53.05（アルファ及びエスパルトグラス）並びにココナット繊維（コイヤ）（53.05）は、この項には含まない。</u> <u>これらには、次の物品を含む。</u> <u>（１）稲、ほうきもろこし（<i>Sorghum vulgare var. technicum</i>）又はある種のミレットの穂（脱穀したもの）</u> <u>（２）ピアッサバ（Piassava）：ある種の熱帯性やし樹の葉から得られる繊維である。最も良く知られている種類は、ブラジルピアッサバ及びアフリカピアッサバである。</u> <u>（３）カウチグラスの根（roots of couch-grass）：乾燥した砂地に生育する <i>Andropogon</i> 属の草本植物である。この植物は時には“brush-grass”として知られ、欧州、特にハンガリア及びイタリアにおいて見受けられる雑草である。カウチグラスの根は精油をとるベチベルの根（<i>Khus-Khus grass</i> 又は <i>Indian couch-grass</i>）及び根が薬効性をもつ医薬用カウチグラスの根（12.11）と混同してはならない。</u> <u>（４）エピカンペス（<i>Epicampes</i>）属の植物のような、中米のある種の草本植物の根（例えば、broomroot 又はzacaton）</u> <u>（５）クロッグの繊維（Gomuti fibres）：<i>Arenga saccharifera</i> 又は <i>pinnata</i> から得られる。</u> <u>（６）イステル又はイクステル（Tampico、Tampico-fibre 又は Mexican fibre）：これは繊維でできており、葉の短いメキシカンアゲーブ（<i>Mexican agave</i>）から得た短い剛い繊維を含んでいる。</u> <u>これらすべての材料は、切ったもの、漂白したもの、染色したもの又はコム（紡績用のものを除く。）したものであるかないかを問わず、また、かさに巻いてあるか、束ねてあるかないかを問わずこの項に属する。</u> <u>ただし、この項には、調製された繊維の結束又は房で、ほうき又はブラシの基部にそのまま分割することなしに直ちにとり付けられるもの又は取り付けるために僅かな工程のみが要求されるものは含まない。これらは96.03項に属する（96類注3参照）。</u> <u>（F）その他の植物性生産品</u> <u>これらの生産品は、次の物品を含む。</u> <u>（１）エスパルト（Esparto）：アフリカ及びスペインに生育する草Esparto grass（<i>Stipa tenacissima</i>）又は <i>Lygeum spartum</i> から得られる。これらの主な用途は、紙パルプの製造用であるが、これらは、またロープ及びネットの製造又はカーペット、マット、かご、履物等の組物製品の製造</u>	<u>（D）その他の植物性生産品</u> <u>これらの生産品は、次の物品を含む。</u> <u>（１）エスパルト（Esparto）：アフリカ及びスペインに生育する草Esparto grass（<i>Stipa tenacissima</i>）又は <i>Lygeum spartum</i> から得られる。これらの主な用途は、紙パルプの製造用であるが、これらは、またロープ及びネットの製造又はカーペット、マット、かご、履物等の組物製品の製造</u>

関税率表解説改正

新	旧
並びにいす及びマットレスの詰物としても使用する。 本品は、茎又は葉の形態のもので、粗のもの、漂白し又は染色したものはこの項に属し、紡織用繊維としてロールにかけ、破碎し、又はコムしたものは、この項には含まれない（53.03）。 <u>（２）アルファ（紡織用として調製していない場合に限る。）</u> <u>（３）えにしだ（broom）の茎（未加工のもの）</u>：まめ科植物の繊維で繊維産業において使用されている。ただし、コムしたえにしだの繊維又はトウは除かれる（53.03）。 <u>（４）へちま（Loofah）</u>：植物性スポンジとして知られている。へちまは、うり科の植物の果実（gourd）の一種（<i>Luffa cylindrica</i>）の蜂窩（ほうか）状結締組織より成る。 動物性スポンジは含まない（05.11）。 <u>（５）コロゾ、ドームパームナット、ココナットの殻その他これらに類するものの粉 末</u> <u>（６）地衣類</u>（ただし、染色用のもの（（Ａ）、（７）参照）、医薬用又は装飾用のものを除く。）。寒天、カラギーナン及び植物材料から抽出したその他の天然粘質物及びシクナーを除く（13.02）。更に12.12 項の海藻その他の藻類及び生きてない単細胞の藻類（21.02）も含まない。 <u>（７）チーゼルの穂</u>：紡織用繊維の仕上げ（けば立て）に使用するために調製されたものを含むが装着されたものを除く。 <u>（８）通称名“Japanese rice paper”（つう草紙）</u>：これは極東に固有のある種の樹木の髓心を薄く紙状に削って作られ、造花、絵画等の製造に使用される。つう草紙はその表面を平にするためにつや出機にかけたり又は矩形（正方形を含む。）の形に切ったりしたものであるかないかを問わずこの項に含まれる。 <u>（９）きんまの葉</u>：つる植物 <i>Piper betle</i> L. の生鮮な緑色の葉で、清涼効果及び刺激効果を有するため、通常、食後に噛むために供される。 <u>（10）キラヤ皮（Soap bark 又はpanama bark）（<i>Quillaia saponaria</i>）</u> <u>（11）ムクロジ属の漿果類及び種（<i>Sapindus mukorossi</i>、<i>S. trifoliatus</i>、<i>S. saponaria</i>、<i>S. marginatus</i>、<i>S. drummondii</i>）</u> この項に該当する種類の植物性材料を織物、紙等の支持物の上に層状にしたもの、織物、紙等の間に入れて止め金で締め付けたもの又は簡単に縫ったものもこの項に属する。	並びにいす及びマットレスの詰物としても使用する。 本品は、茎又は葉の形態のもので、粗のもの、漂白し又は染色したものはこの項に属し、紡織用繊維としてロールにかけ、破碎し、又はコムしたものは、この項には含まれない（53.03）。 （新 規） <u>（２）えにしだ（broom）の茎（未加工のもの）</u>：まめ科植物の繊維で繊維産業において使用されている。ただし、コムしたえにしだの繊維又はトウは除かれる（53.03）。 <u>（３）へちま（Loofah）</u>：植物性スポンジとして知られている。へちまは、うり科の植物の果実（gourd）の一種（<i>Luffa cylindrica</i>）の蜂窩（ほうか）状結締組織より成る。 動物性スポンジは含まない（05.09）。 <u>（４）コロゾ、ドームパームナット、ココナットの殻その他これらに類するものの粉 末</u> <u>（５）地衣類</u>（ただし、染色用のもの（（Ａ）、（７）参照）、医薬用又は装飾用のものを除く。）。寒天、カラギーナン及び植物材料から抽出したその他の天然粘質物及びシクナーを除く（13.02）。更に12.12 項の海藻その他の藻類及び生きてない単細胞の藻類（21.02）も含まない。 <u>（６）チーゼルの穂</u>：紡織用繊維の仕上げ（けば立て）に使用するために調製されたものを含むが装着されたものを除く。 <u>（７）通称名“Japanese rice paper”（つう草紙）</u>：これは極東に固有のある種の樹木の髓心を薄く紙状に削って作られ、造花、絵画等の製造に使用される。つう草紙はその表面を平にするためにつや出機にかけたり又は矩形（正方形を含む。）の形に切ったりしたものであるかないかを問わずこの項に含まれる。 <u>（８）きんまの葉</u>：つる植物 <i>Piper betle</i> L. の生鮮な緑色の葉で、清涼効果及び刺激効果を有するため、通常、食後に噛むために供される。 <u>（９）キラヤ皮（Soap bark 又はpanama bark）（<i>Quillaia saponaria</i>）</u> <u>（10）ムクロジ属の漿果及び種（<i>Sapindus mukorossi</i>、<i>S. trifoliatus</i>、<i>S. saponaria</i>、<i>S. marginatus</i>、<i>S. drummondii</i>）</u> この項に該当する種類の植物性材料を織物、紙等の支持物の上に層状にしたもの、織物、紙等の間に入れて止め金で締め付けたもの又は簡単に縫ったものもこの項に属する。